

外来生物（昆虫類）の特徴と選定に際しての留意点

1 外来昆虫の特徴

外来の昆虫には、天敵、農業資材、愛玩などの目的で利用され意図的に我が国に持ち込まれているものがあるが、その他は非意図的に物資等に随伴して持ち込まれているものが圧倒的に多い。

これまで、農林水産業被害を及ぼす外来昆虫については、植物防疫法等により規制や防除が実施されてきているが、農林水産業被害が定かでない外来昆虫については特段の対処はされていない。

昆虫には膨大な数の種があり、分類学的にその全容はまだ分かっていないことが多い。また、意図的に持ち込まれている外来昆虫の流通量、飼養者数等についても、その実態が明らかでないものが多い。

2 選定作業を進める際の留意点

植物防疫法等で対処される外来昆虫については、基本方針に基づき、選定の対象外とする。

天敵として使用される外来昆虫の農薬登録の際の安全性評価システムについて確認することとする。

来春の法施行までの限られた期間で第1陣の選定作業を実施する必要があることから、既存の科学的知見を最大限活用することとともに、法の趣旨及び執行体制を勘案し、指定による法規制の効果を十分に検討することとする。

科学的知見が十分ではないとされるものについても、生態系等に被害を及ぼすことが否定できないものとして引き続き科学的知見の充実に努める必要のある生物としての扱いを検討するものとする。

3 個別に注目されている生物の扱いについて

(1) セイヨウオオマルハナバチ

文献等で生態系への影響が懸念されているセイヨウオオマルハナバチについては、温室におけるトマト等の生産に広く利用されている実態に鑑み、別途、保全生態学、応用昆虫学、輸入業者等で構成される小グループを設け、集中的に検討する。

小グループの結論を本専門家グループに報告する。

(2) 外来クワガタムシ

社会的に関心が高い外来クワガタムシについては、飼養等の関係者からのヒヤリングを行った上で検討を進める。

指定されるかどうかにかかわらず、クワガタムシの利用者（飼養者、業者）に対して外来生物問題の意味について普及啓発していくことが重要である。その際、クワガタムシの飼養者には小さな子供が多くいることに留意することが必要である。